

まちのおやこテーブル規約

(名称)

第1条 本会の名称を「まちのおやこテーブル」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅とする。

(目的)

第3条 本会は、親が自分の子ども以外の地域の子どもの育ちに関わり、地域の大人は自らの子どもの有無に関わらず地域の子どもの育ちに関わり、子どもは自分の親以外の地域の大人と関わることで、多様な価値観に自然に接しながら育つ地域コミュニティの形成、またこれにより子育てしながら自分らしく働く社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食を通じて地域の大人と子どもが集う場「まちのおやこテーブル」の運営
- (2) 「まちのおやこテーブル」立ち上げ支援
- (3) 情報発信を通じた「まちのおやこテーブル」の普及活動
- (4) 子育てと仕事、地域コミュニティづくりに関する調査、コンサルティング、イベント企画、コミュニティづくり支援
- (5) その他、目的の達成に資する活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) まちのおや会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を国分寺市近隣で推進するために入会する者
- (2) まちのこ会員は、まちのおや会員とともに入会し、この会の活動を行うために入会する者
- (3) パートナー会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を特定の地域において行うために入会し、この会の活動及び事業の普及に貢献する者
- (4) サポーターは、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を賛助するために入会する者

(入会)

第6条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表に提出し、代表に申し

込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 正当な理由なく会費を3か月以上滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の決議により、これを除名することができる。

(1) この規約等に違反したとき

(2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他、会員として不適當であると役員会が判断したとき

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

呼びかけ人 4名

2. 呼びかけ人のうち、1名を代表とする。

(会議)

第11条 本会の会議は役員会（通称 呼びかけ人会）とする。

2. 役員会は、役員が本会の運営を行うために必要があるときに開催し、本会の業務の執行を決定する。

3. 役員会は、役員総数の過半数の出席で成立し、決議は役員総数の過半数をもって行う。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成27年7月10日から執行する。

設立年月日

平成27年7月10日

改訂履歴

- ・平成 27 年 7 月（新規作成）
- ・平成 27 年 11 月